参　考

株式会社エコループセンター

定　　款

第１章　総　則

第１条（商号）

当会社は、株式会社エコループセンターと称し、英文ではEcoloop Center Co, Ltdと表示する。

第２条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第３条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．産業廃棄物及び一般廃棄物の処理事業、再資源化事業及び再資源化物の販売。
２．上記に関する処理までの収集運搬、積み替え保管の受託。
３．上記に関する情報システム、環境監視システム事業
４．産業廃棄物及び一般廃棄物の処理、再資源化に関するコンサルティング業務
５．前各号に付帯又は関連する一切の事業

第４条（公告方法）

当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

第５条（株式総数）

当会社が発行する株式の総数は、3000株とする。

第６条（株券の種類）

当会社の発行する株券の種類については、取締役会で定める。

第７条（株主名簿の閉鎖）

①当会社は、営業年度末日現在の株主を確定するため、毎営業年度末の翌日から１か月

株主名簿の記載の変更を停止する。

情報
受付

② 前項のほか、必要がある時は、あらかじめ公告して、臨時に株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

第８条（株式の取扱）

当会社の株式の名義書換その他株式に関する取扱いについては、取締役会で定める。

第９条（株式の譲渡制限）

当会社の株式譲渡については、取締役会の承認を必要とする。

第３章　株主総会

第１０条（招集の時期及び議決権）

① 定時株主総会は、毎営業年度終了後３か月以内に招集する。

② 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎営業年度末日現在の株主名簿記載の議決権を有する株主とする。

③ 第１項の他、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。

第１１条（議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故がある時は、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

第１２条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総株主の議決権の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第１３条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合代理人は、委任状を当会社に差し出さなければならない。

第１４条（株主総会の議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、議長及び出席した取締役が

これに記名押印する。

第４章　　取締役、取締役会及び監査役

第１５条（取締役及び監査役の員数）

当会社の取締役の員数は、２０名以内とし、監査役は、３名以内とする。

第１６条（取締役及び監査役の選任）

①　取締役及び監査役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第１７条（取締役の任期）

①　取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。

②　補欠又は増員により就任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の残任期間と同一とする。

第１８条（監査役の任期）

①　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に満了する。

②　補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

第１９条（代表取締役及び役付取締役）

①　取締役会の決議をもって、当会社を代表する取締役若干名を定める。

②　取締役会の決議をもって、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第２０条（取締役会）

①　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長になる。取締役社長に事故がある時は、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

②　取締役会の招集通知は、会日より１週間前までに発する。ただし、緊急の場合にはこ

の期間を短縮することができる。

③ 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

第２１条（取締役会の議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

第２２条（報酬）

取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において定める。

第５章　計　算

第２３条（営業年度）

当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとし営業年度の末日を決算期日とする。

第２４条（利益配当金）

① 利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿記載の株主又は登録質権者に支払う。

② 利益配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

③ 前項の期間内であっても利益配当金には利息を付さないものとする。

第６章　付　則

第２５条（設立に際し発行する株式）

当会社が、設立に際し発行する株式の総数は、普通株式3000株とし、その発行価額は１株につき金50,000円とする。

第２６条（最初の営業年度）

第２３条の定めにかかわらず、当会社の最初の営業年度は、当会社設立の日から平成１７年３月３１日までとする。

第２７条（最初の取締役及び監査役の任期）

第１７条及び第１８条の定めにかかわらず、当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

第２８条（発起人の氏名、住所及び引受株式数）

発起人の氏名、住所及び引受株式数は次のとおりとする。

氏名	住所	引受株式数
岡崎　洋	神奈川県藤沢市鵠沼花沢町5番3号	２０
國土環境株式会社	東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号	１００
ケイ・イー・エル株式会社	神奈川県横浜市中区真砂町四丁目43番地木下商事ビル4階	１００
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	１００

以上、株式会社エコループセンター設立のため、この定款を作成し、発起人が記名押印する。

平成１６年６月７日

発起人
神奈川県藤沢市鵠沼花沢町５番３号
岡崎　洋

発起人
東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号
國土環境株式会社
代表取締役　田畑　日出男

発起人
神奈川県横浜市中区真砂町四丁目43番地
ケイ・イー・エル株式会社
代表取締役　古敷谷裕二

発起人

東京都中央区晴海一丁目8番11号

住友商事株式会社
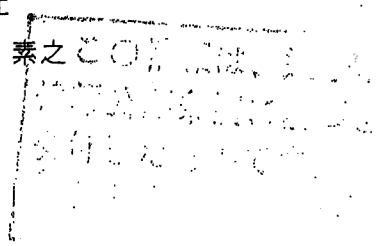
代表取締役　岡　素之